

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令整備及び経過措置に関する政令案等に関する意見（要約）

全国労働組合総連合

1. 労働時間の上限規制に関する事項

(1) 「労働時間の延長の限度等に関する基準」は廃止せず、36 協定締結にあたり重視すべき「限度指針」とすること。特例的延長の場合、4 週間で 160 時間までの時間外労働が可能となることを防ぐため、限度時間を超えて労働させる際の週単位の上限を示すこと。

(2) 指針に「恒常的な長時間労働を招くおそれがある事由を掲げるものについては、特例的延長は認められず、36 協定の届出を受理しない」と明記すること。「通常予見できる程度の繁忙」（会計部門の年度末の繁忙対応、季節的な需要の増大等）の場合、「限度時間を超えて労働させること」は認められないとすること。

(3) 「使用者の意向によって選出された代表、もしくは使用者の意向が反映されうるような不適正な手続きによって選出された代表によって締結された 36 協定は無効となる」と労働基準法施行規則に明記すること。同施行規則 6 条 2 号における「等の方法」の文言は削除し、「使用者が選出手続きに介入又は監視をすることができない場や方法による投票若しくは挙手」とすること。過半数代表者が 36 協定締結に係る業務を円滑に遂行できるよう、使用者に配慮義務を課し、「管理監督者の影響がおよばないよう配慮された社内施設の利用、広報のための社内報やイントラネットの活用、掲示板の利用、コピー機・印刷機の利用」を例示すること。

(4) 36 協定届の記載心得に、①労働時間の原則は 1 日 8 時間、週 40 時間以内、②やむを得ない事情で行う時間外労働時間の上限は月 45 時間、年 360 時間に限られ、それを超える「特例的延長」は行うべきものでないことを記載すること。時間外労働の特例的延長の際に結ぶ協定は「特別条項」でなく「臨時・非常事態条項」（案）に名称変更すること。休日労働の記載は始・終業時刻だけでなく 1 日の労働時間数も求め、時間外労働との総量規制のチェックをさせること。

(5) 36 協定と協定届に齟齬が生じないよう、届にも労働者代表の署名と捺印を求めること。使用者署名のみの電子申請は認めないこと。36 協定の有効期間はどうかあれ、届出は少なくとも 1 年に 1 度は行わせ、自動更新は禁止すること。

(6) 週単位、3 か月単位等の協定期間の記載が可能な届出し、記載心得で週、3 か月単位の協定が可能であるとふれること。

(7) 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康福祉確保措置の例示順を変更し、勤務間インターバル、夜勤回数規制を冒頭に置くこと。

(8) 限度時間を超えて労働させる場合、労使の協議を必須とし、通告では足りないと指針に記載すること。使用者は残業命令を行う際、労働者の意思と健康と生活を尊重し、労働者に残業命令に従えないやむを得ない事情がある場合、残業命令に従う義務を免れるこ

とを指針に記し、例示すること（健康上の問題、終業時刻間際の命令等）。

（９）協定期間の途中で 36 協定を出し直して起算日をずらし、上限規制を逃れる手法を防ぐため、労働基準監督署は、36 協定届に番号を付して電子データ化し、次の受理の際に照合すること。その実務を周知し、脱法行為を予防すること。

（１０）健康確保措置の実施状況記録の書式は厚労省が定め、実施事項の明確化とチェックの簡便化をはかること。保存期間は 5 年とすること。

（１１）建設事業と自動車運転業務は大括りで適用猶予とはせず、限度時間を超えて労働をさせる対象の業務区分を細分化し、一般則の対象を増やすこと。建設については本社事務部門や交通誘導警備業務は一般則を適用、自動車運転業務については短距離輸送や営業ドライバーは一般則を適用すること。医師も一括りに適用猶予とはせず、労働時間の裁量の少ない医師は一般則を適用すること。「医師の働き方改革に関する検討会」に医療従事者を組織する労働組合代表を参加させること。

2. 年次有給休暇の付与義務に関する事項

（１）時季指定にあたっては、労働者の意思を尊重し、不当に権利を制限しないことを省令に規定すること。

（２）年次有給休暇管理簿は、労働者ごとに時季、日数、基準日と取得日数を記した書類を作成し、5 年の保管期間を義務付けること。

3. 労働安全衛生法における労働時間の状況の把握と医師の面接指導に関する事項

（１）管理監督者やみなし労働時間適用者を含む全ての労働者を対象に、客観的な方法によって労働時間を把握し、記録を作成して 5 年の保管を義務付けること。

（２）研究開発業務従事者については、上限規制の適用除外とされるかわりに医師の面接指導を義務付けたが、面接の要件は「時間外労働並びに休日労働の合計が月 60 時間を超えた場合」とすること。

以上